

Title	古代の土地所有並測地記録：(紀元前四-二千年代 シュメルバビロン時代)
Sub Title	
Author	井上, 芳郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1938
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.32, No.2 (1938. 2) ,p.217(65)- 252(100)
JaLC DOI	10.14991/001.19380201-0065
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19380201-0065">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19380201-0065</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 古代の土地所有並測地記録

——(紀元前四—二千年代 シュメールバビロン時代)——

井上 芳 郎

## 目 次

一 土地領有史論瞥見……………	六六
二 世界最古(西紀前四千年)の土地所有文獻……………	六八
三 資料の説明(圖)……………	七〇
四 西紀前三〇〇〇年の土地買収記録……………	七三
五 西紀前二七〇〇年の貨幣關係文獻(圖)……………	七六
六 西紀前二五〇〇年の土地契約並に農民窮乏……………	七八
七 西紀前三三〇〇年の商業農業記録(圖)……………	八〇
八 西紀前二〇〇〇年のハムラビ法典と經濟關係……………	八四
九 數學記録と測地記録(三圖)……………	八八
一〇 原始集團生活への私見……………	九三

古代の土地所有並測地記録

六五

(二一七)

一 土地用役と所有觀念……………	九四
二 權力と王者の原始的意義……………	九六
三 原始集團の崩壊……………	九七
四 個人所有と商人勢力……………	九九

原始社會に於ける土地領有又は土地所有の形態が、如何なる徑路を経て出現したかといふ事は、社會史、經濟史の上に於て、相互に重要な研究題目であり、且つ之には歐米先覺學者の間に於て、原始社會に於ける此事實に對し、共有の形式が前か、個人所有の形式が前かといふ主要な問題が久しく論争の的となつてゐて、現時に於ても尙必ずしも之が解決を見たとはいはれない状態にある。

思ふに此土地の共有又は個人所有といふ兩形態の何れが先きであり後であるといふ問題に就ては、其論斷に使用されてゐる史的資料が、兩者何れも略々同一のものに據つてゐるに拘らず、其決論に於て全く反對の結果を示してゐるのだが、斯く同一な資料に據りながら反對の結果に到達するといふ事は、其相互の論者の間に於けるイデオロギイの相違に據り、其方法論並に方法の相違に起因するものが多い。尙此論争の中、既にクラシックに屬するものであらうが、その或るものは、各々の論者自身の有するイデオロギイ自體が、最初から方法的に不確實なものも亦勘しとしないのだから、其點から見ただけでも、此問題は尙尙再検討を必要とすると思はれる。

一八五一—五三年に「マルク、農場、村落、都市制度並びに公權史緒論」を出したフォン・マウラー。一八六一年の「古代法律」の著者メーリン。一八七四年に「原始財産」を書いたラヴレー。是等は論點の差はあるが大體に於いて

「共有」が所有形態としての原始形である事を説いた昔日の論者である。其頃からロシアの村落共產體の研究が勃興し、一八八六一一九〇八年の間にカウフマンが多くの著述を發表し、其外にも多くの此種の著述を見たが、是等、ロシヤ學者其他の村落共產體の研究を直接に資料としながら、しかも古い論者と全く反對の結論に到達したレヴィンスキイ、彼は一九一三年に財産起源論を書いたが、それには共有よりも個人所有の形態を、より原始形態なりとした。是等は相互に相反對する主張をしてゐるのだが、概括して是等歐米學者の所論を法理論的に見ると、畢竟するにローマ法的精神に根源を置く個人主義的思想と、ゲルマン法的精神による民族主義的或は社會的思想に據るかの相違によつて分岐してゐる。

ローマ法に於ては事實上の所有は之を占有(Possessio)と稱するが、之は單なる事實上だけの事で、「所有權」とは異つてゐる。所有權とは法律が以て之を認めたもののみを指し、此所有權は物權中の完全權(Vollrecht)で、他者に對して完全に獨立した權利なりとされる。「財産起源論」を著した「個人所有」を以て所有形態の最も原始的なものとしたレヴィンスキイは其起源論の第二章の冒頭に於て「所有權とは使用、處分の排他的權利を賦與する所の永久の占有である」といつてゐるが、此所論は、ローマ法に於て、法が附與した所有權は、永劫の初めから完全なるものと見なす見解に則つてゐるもので、畢竟するに此論點は、ローマ法が永劫の昔より完全無缺であつたといふ思想に胚胎する。

かく「所有」なる事實を、初めより排他的なものとする限りに於て、「共有」は既に最初から完全なる排他的領有でないといふ前提となり、彼の議論は、論ぜざるに先んじて決論に到達してゐると共に、其意味に於て共有の反對を主張してゐるのである。しかも此事は、レヴィンスキイに確實なる論理的根拠を與へてゐるが如くに見えるが、若し

此前提に異つた解釋を與へたなら、彼の主張する最良の武器は、直に逆に彼自らに双向論理的難點となつて來るのである。

然し本論稿は先人の諸論を検討するのが目的でない。自分は、今迄此論題に就き研究して來た人々が、尙使用してゐない資料を提供して學者のための幾分の資となさんとする微衷の下に一應論争を再考したに止まるのである。

## 二

本論に掲出する資料は、文献としても世界最古のもので、従つて土地所有記録としても現在世界に知られてゐる資料中最古のもので、且つ、それが當時の土地所有者自身が作製した直接資料である。故に在來の多くの資料が單に第三者たる記述的歴史家によつて一種の報告として記載せられたものとは異なり、一の古文書と見做さるべきである。然しながら、之が直接資料であり、世界最古のものであるとしたところで、之が土地所有形態の最古の状態を示すものとは必ずしも言ひ得られない。

抑々、資料なるものは、例へそれが直接資料なりとしても、夫が其資料作製時代の事實を示すものには相違ないが、それは單にその發見されたる僅かな一部分でしかない。故に、之を以て直にその時代の全般的事實を語るものとは必ずしも言ひ得られず、且、文献的資料といふもの、即ち、かくの如き記録文書を作製するといふ事は、既に其文化が、原始的人類生活から遙かに隔つた高い水準にあつた時のものであるから、従つて、之を以て眞に原始的な土地所有の状態を具體的に把握するといふやうな事は出來ないといはなければならぬ。然し只それが、其時代の直接資料であり且つ文献であるといふだけに、他の種類の資料に比して精細である事と確實である事により、より効果ある證明の具たり得るのみならず、其確實且つ精細であるといふ點からして、是等の資料を基礎として、それ

より以前の無資料時代の形態を推論すべき重要な契點を與へるものといはなければならぬ。

尙茲に自分の提示する資料は、文献的に世界最古のものであるのみならず、此資料の存在した地域に於て、其時代から引續いて史的連絡をなすところの他の直接資料が發見されて居り、之れ亦自分の手元に存在してゐるから、是等も共に比較對照して其間の史的發展の實情を研覈して見度いと思ふ。

私が茲で世界最古の文献的資料といふのは一九二六年にオクスフォード大學アッシリア學教授 S. Langdon 氏によつて發掘及び報告されたもので西紀前四千年代のものと考定されてゐる。而して本論では、此最古のものに引續き同一地帯に於いて作製された西紀前三千年代のシュメル初期及び末期に至る時代、次で西紀前二千年代のバビロン時代に至る各種の文献を資料とする。

さて、此文献資料の發掘場所はメソポタミヤの古代キシ市遺跡の北東十七哩、クッサ市の南方約十六哩の地點で、現在のアラビヤ人が Jeddet Nasr と呼ぶ小村であり、其所の一小丘を發掘した結果、それが古代の小都市の遺跡で、同時に此都市が西紀前四千年以前から既に建設され且つそれが西紀前三千五百年頃に火災のために廢滅したものである事も判明したのである。

此都市は周壁約九十米に四十五米で、尙其外劃にも住民が居たものであらうが何れにしても小地域に過ぎない。而して彼等の残した文献は後の楕形文字の原形であるところの象形文字で書かれ、之は明かにシュメル人の文字であり、尙用語もシュメル語で書表はされてゐるのであるが、其文献の一二に珍らしくも人物像の押影が残されてゐて、その押影によるとシュメル人とは人種的に異つてゐるアッカド人の態様が明確に表はれてゐる。而して、之が此土版文書の作製者自身を表はすものとすれば、是等のアッカド人がシュメル人の文化を取り入れたものとの推定

がなされる譯である。

尙是等の土版文獻の中にキシ市の主神エン・キの名を記したものがあつた。而して、此キシ市は前に記した通り Jender Nasr から十數哩の地點にあつた古代都市で、同じくアッカド人の根據地の一であつた。然るに此外にラガシ市の主神バツバルの名があり、此ラガシ市は南方地帯の都市でシュメル人の根據地の一である。更に此南方のシュメル人と、北方のアッカド人の居住地の丁度中間に所在したニップルのエン・リル神に關する記載も亦此文獻の中にあるのだから、是等の各都市は當時既に各々相交通し、従つてアッカド人とシュメル人とは人種的に異つてゐながら平和的に相接した事も推定出来るのである。

## 三

然しながら、此時代の經濟生活が、尙多くの原始性を保有してゐたのだから、此種の文獻も亦頗る簡單なものである。此時代の文獻の蒐録としては Hoffman tablet. 並びに、大英博物館所藏の Blue Manumets や、まとまつたものとしては、Fara から發掘したものと、その蒐録である Anton Deimel 氏の研究發表などがあるが、何と云つても、其中の最古のものは S. Langdon 氏の Oxford Edition of Cuneiform Texts. 中の The Weld Collection in the Ashmolean Museum, 1928. である。

此報告には約百五十個の土版文獻の謄寫が載せてあるが、此中で、土地に直接關係ある記載は第二八號、第三四號、第六八號、第八三號、第九七號、第九九號、第一〇〇號、第一四二號、第一四五號の九枚である。尙是等以外に間接ながら土地や耕作に關するものもある事は勿論だが、兎も角、上記の各號として謄寫發表した分は、バビロン時代に「耕地」を意味し、又シ・ヌメルに於ても同様であつたガン又はイクと讀まれる文字が明確に記載されてゐるのである。

である。

但し、是等は原始的な初期の文獻に此種の記載があるとしても、後の法的文書に於て、第三者に對抗する意味から、自己又は或る者の所有權を明確ならしむるといふやうな目的によつてなされたものではなく、要するに、其時の土地の所在を記し、其土地の收穫高又は收穫物の保存等を書き残すために作製したものと認められるのである。是等の中で、記録も略明瞭で且つ土地の區別と共に其計算までが記されてゐる第一〇〇號文書を採る事とする。

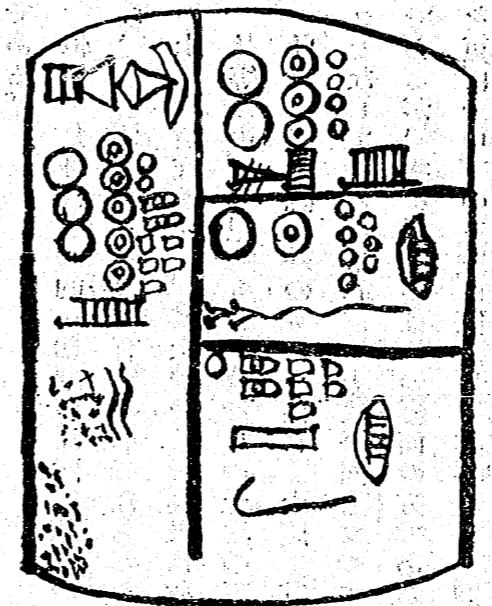
此第一〇〇號は外のものと同じく土版で其兩面共に記載があるが、片面の方は少しく中凸で、所謂コンヴェックスをなしてゐるに反し、一方は平面となつてゐる。此平面の方は常に下にして置かれるから記録も裏面と認むべきであるが、次に出すのはその裏面の方である。即ち其平面を、中央に縦の一直線を引いて左右に當分し、其右方の欄を更に上中下の三段に區劃し、其各々に、別々な土地と其面積とを記し、その三ヶ所の土地の合計面積を左方の大きい一面に記録したものである。

面積を示す計數的數字は單なる圓とか楕圓とかで、文字といふより記號と見ていゝ位で、尙その各記號の數價なり計算なりが、現在の學界でも充分判明してゐるといふ譯ではないから、一先づ、之を後廻はしとして、土地の名稱的記載を擧げる事とする。

右方上段には「王の畑地」とあり、中段には「長い土地」下段には「長方形の土地、(並に)合計」と記し、その各段には各々の數記號が附記してある。

土版全體の半面を占めてゐる左方の欄には、その下部が少し磨損してゐるところに水と讀むでいゝと思はれる文字に連つて「畑」といふ文字がある。此アといふ字は、多分右方の三個所の土地の所在を示す水邊又は水といふ字と

右側	○ x 3	○ x 4
○ x 3	○ x 12	○ x 2
○ x 5	○ x 2	○ x 5
○ x 2	○ x 2	○ x 5
○ x 2	○ x 2	○ x 5
○ x 5	○ x 5	



Lengdon 第一〇〇號

Jemdet Nasr 發掘の土地記録(西紀前三八〇〇年)

組合せて文字をなす「河」又は「河岸」といふ文字の一部と想像され、河岸にある土地と記したものと想像される。そして、尙其上方の一偶に二字記載され、其上の方の一字は私には讀めない。第二字は「ニル」と讀むべきで、譯せば「贈る」といふ意味であるが、此二字は他の多くの土版の記載例によると記録者の名と推定せられる。

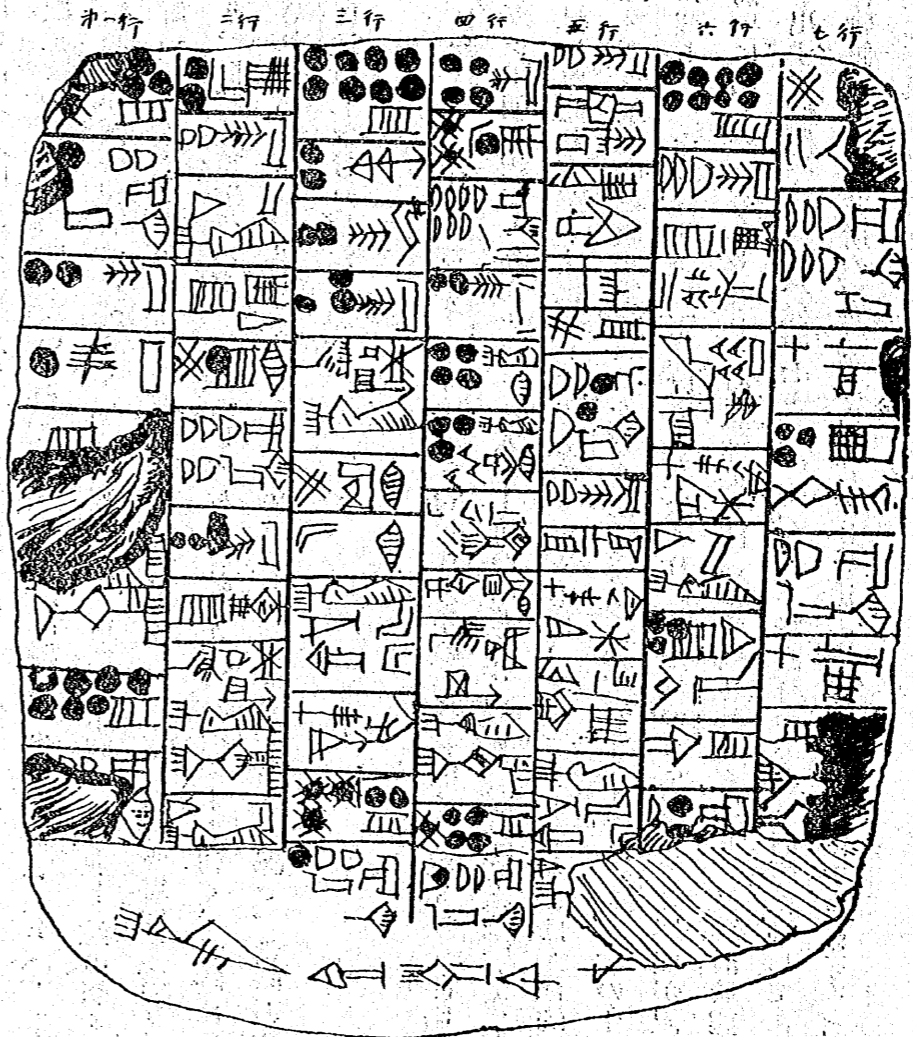
次に是等の土地の計數を示す數字として、記されてゐるのは、右方の三欄を合計して、大圓形三個、蛇の目形四個、小圓形十二個、爪型の半楕圓形の中に小圓あるもの二個、單なる半楕圓形五個あり、更に左方の欄には上記のものに對して、大圓形三個、蛇の目形五個、小圓形二個、半楕圓中に小圓あるもの二個、半楕圓形五個が記載されてある。さて此左右兩方を對比すると右方の三欄に於ては、小圓形十二個、蛇の目形四個あるに對し、左方では之が小圓二個、蛇の目形五個となり、且つ其他の數字記號は左右とも何の變化がない事に氣が付くだらうが、其結果として小圓形十個の數價が蛇の目形一個の數

價に等しく、且つ之は十進法に相當する、と推定される。そこで此左方は右方の合計であると見做される譯だが、然し尙各數記號の數價が明確でない。Langdon 氏は之に對し、半楕圓を 1 Iku (1 Gan) 即ち耕地の一單位となし、次に半楕圓と小圓の組合せを恐らく 6 Iku ならんといひ、小圓を 18 Iku 蛇の目を 180 Iku とし、大圓を未決定の儘に置いてある。同氏がなした是等の數價の推定には、同氏自らも尙疑問を有するのだから茲では自分の論題外でもあり、批判は差控へるが、何れにしても Langdon 氏の指摘する如く、當時に於て、既に十進法と十二進法とが併用されてゐた事は、以上の數字並びに其他の資料から推定出来る譯で、當時の文化が既に想像以上に進歩してゐる事に注意しなければならぬ。

四

前項に擧げた Jemdet Nasr の時代から約七八百年の年代を隔てた紀元三千年頃、其所から南方に位するラガシ市にラガシ王朝を樹てゐたシュメル人—前の Jemdet Nasr の遺跡を建設したのは、北方アッカド人であつた事は既に記した通りだが、之に反して南方のラガシ市は、そのアッカド人とは人種的に異つてゐるシュメル人であつた。此ラガシ王朝の始祖に當るエンケガル王(ラガシ王第一王ウルニナの先王)の土地所有記録がある。

是に據ると、土地は明確に王領財産と記入され、尙土地の外に穀物や金屬塊が記録されてゐる。是等の點から見ると前項に出した Jemdet Nasr の記録よりは遙か整備されても居り、又經濟狀態の進歩も觀取される。今次に其譯文を出す(此原文は四吋八分の七と五吋半、厚さ一吋四分の三ある石版に刻してあり。原物はペンシルヴァニア大學の博物館にある。其所の出版物たる Publications of the Babylonian Section, Vol. IX No. 1. の第二葉及第十六葉に寫真と原文の謄寫とが出てゐる)



古代の土地所有並測地記録

ラガシ王朝エンケガル王(B. C. 3000頃)の土地購入記録

七四 (二二六)

I、ラガシ市の王エンケ・ガルのために。耕地三十三ブル青銅二十三マナ(マナは重量の一単位)麥二〇グル(グルは穀物の一単位)ジスの穀物一〇グル、耕地七ブル、青銅十二マナ(圖版第一行)

備考、上述した土地の面積の単位になつてゐるブルとは原寫真に據ると、圓形の上に井筒形の線を引いてゐる文字で原編纂者の George A. Barton は之を bur

と讀んでゐる。然るに、同じ面積の單位となつてゐる bur に二種あるから注意を要する。Antor Deimel の Sumerische Lexikon, 64s. 638s. 812s に據ると、二つの異なる文字が同じく buru と讀まれてゐて、一方は 18 iku を以て、一 buru となし、他方は 180 iku を以て一 buru となすと云つてゐる。而して本項で Barton が bur と讀んでゐる圓形の上に井筒を添へた文字は Langdon に據ると(前項の引用書)蛇の目形の文字と同一で、此方は 180 iku に當り、之とは別な bur は單なる小圓形で、之は 18 iku に當るといつてゐる。是等の兩方の文字は、私が前項に引用した Langdon 發掘の Jendet Nasr の文献にも兩方ともに出てゐるから、讀み方が同じでも混同しない事を要する。

II ウルの樹二十本、麥二グル、王の收入のための領域地、未耕地十一ブル

III 耕地八ブル、取得地二ブル、ガブの穀物十一グル、麥十グル半、國有運河及び國用支出用。主計官ルガル・ニムルカ。

IV 麥二グル、大周壁を有する葡萄貯藏所の周壁修繕費として。

土地十ダル、青銅二〇〇マナ、麥二マナ、良好なる所有地の耕作準備費として。農夫バルシット・シルバクに監督せしむ。主計官ルガル・ニムルカ。

V 神領として。土地六九〇ブル、青銅三八二〇マナ、麥二十一グル半、耕地二ブル。

耕地購入濟、土地所有決定せり。

ニンギルス神の神官ルガル・キガララ

是等の記録はエンケガル王の名を記してゐるから、其時代をも推定し得、且つ何れも王領並びに神領に關するも

古代の土地所有並測地記録

のである。而して是等の土地或は其他の資財を管理するものは、神領に於ては、イッシュプと稱する神官中の一階級の肩書を有するものが之に當り、又王領に於ては、主計官が之に當つてゐる。自分が「主計官」と譯したが、原語はラルといひ、之は糞に擧げた *Tendet Nash* の文献中にも既に出てゐる文字で、その文献では「合計」といふ意味に用ゐられてゐるが、此語は、同時に一連の記録の完決を意味する事、古來の日本商業用語に於ける「メ」が「締め」と讀ませてゐるものと全く同一様式である。而して人名の肩書として用ゐられる時は、「計算者」といふ意味になるから、上述の譯文では之を「の官名と見做して」「主計官」として置いたものである。尙上記に出てゐる人名に、悉クルガルといふ語が先に書かれてゐるが、之は「大人」又は「王者」と譯される言葉であつて、バビロン時代には此語は普通人の人名として常に命名されたが、本項の時代には恐らく尙原始的意義を有し、主長者の意味として附記せられてゐたものと推定される。さうすると、第四記録の中の農夫も單なる農民でなく、農民中の主長者と見做すべきであらう。尙此記録に於て注意すべきは、最後の神領地に對し、之を「買入れ」たる事を明記してある事だ。之はサムと讀まれる文字で、此時代以後バビロン時代へ通じて賣買契約を表はす場合に廣く用ゐられてゐる語である。而して此エンケガル王時代に此くの如く賣買契約的行爲が文献の上へ現はれて來てゐる位であるから、此經濟行爲の遂行のために購入物に對する代償として、何物か、對手者に交付せられてゐる筈である。それで、此時代には既に物々交換といふ原始的經濟行爲から脱却してゐた。即ち交換財としての貨幣的地位に立つものは主として穀物が用ゐられ、又金、銀、青銅、銅も亦之に當てられた事も推定されるが、具體的に文献を以て之を證明する材料は、此時代にはない。就ては、此關係を明瞭ならしむる次の時代の資料を擧げる事としやう。

## 五

前項所載の文献がラガシ王朝エンケガル王時代のものだが、此王に次ぎウルニナ王、アクルガル王、エアンナツム第一世王と繼承された。此エアンナツム第一世王の年代が明確でないが、恐らく西紀前二八〇〇年頃に當るであらう。而して此王の名を書する記録中に土地賣買に關するものがある。原物は煉瓦で其兩面に記録したものだ。原文は *Thureau-Dangin* の *Nouvelles Fouilles de Telloh*. 220 p. に出てゐるが其日本語譯は次の如くである。

エアンナツム。アクルガルの子にしてラガシ國の聖王、アメルガルの兄弟なり。

神託に據り、庭園六〇〇サル及二〇〇サルの地を銀五マナを以て買入れ、計算を決濟し、其所有は確定せり

上記の面積の單位サルは前に出した *Bar* 又は *ban* の一八〇〇分の一である。(ジュメル及びバビロンの計算は端數は皆分數によつて表はされてゐる事、後に出す算數式の通りである。)さて、上記の合計八〇〇サルの庭園を銀五マナで買入れてゐるが之は後代の記録(次に出す)に比して非常な高價となつてゐる。地代は原始時代程安い状態にあるのが普通なのに、茲では之れと反して特に高價なのは(此時代の交換標準が明確でないのに漫りに價格の高低の比を妄斷する事が出来ないが)此賣買が神託に據つてゐるので、恐らく其土地は神苑として買入れられたかと想像されるから、後代の普通價格標準と比較する事は寧ろ無理な事であらう。

さて、當時、銀が裝飾品其他の工藝材料として使用する以外に此くの如く賣買の中介物としての交換財即ち貨幣的意義に於て使用された事は之を以て明徴とする事が出来る。而して此場合、銀は單なる銀塊である事もあるが、之を薄板とし、又は輪形とした。尙當時の交換財としては銀の外、青銅、銅等が充當されたが、農業關係には主として穀物が充てられた。其外勞働賃料としても穀物を以て計算された事が此王朝の末期即ち第九王ウルカギナ時代(西紀前二六五〇年頃)の記録に残つてゐる。又當時是等の物の計算として標準計量の方法が存在した記録が第三王



即ち西紀前二八〇〇年代の記録に出てゐる。

當時農耕が相當に發達し、耕作には牧牛其他の動物が使用された。犂は最初に出した Jebel Nasr 時代の文献の中に、既に象形文字として明に其存在を證明してゐるし、牛、犀、馬、驢馬に就ても記されてゐるが、ラガン王朝末期の記録には牧牛には各々刺青を施して其所有者を明かにした事が見えてゐるから、其發達の状態も略々推定する事が出来る。王領地、神領地にはそれ／＼直屬の收場があつた。又、王領地の農夫は長屋に收容され、監督者に統率されてゐた。此農夫達の勞働條件は明かでないが、生活資料として穀物、酒類等を支給された事が文献に見えてゐる。

此王朝は、西紀前二六五〇年頃のウルカギナ王を以て終末を告げてゐる。此王が残した法制的記録や王の仁慈を頌した記録等が遺つてゐるが、同時に、かくの如く王の仁慈を語る裏面に當時農民の流亡の現象が尠からず發生した事實が期せずして物語られてゐる。神殿直屬の神官等が農民を苦しめ、又其遺兒や寡婦を虐げて其所有する土地を壟斷する事實に對して其禁止を發令してゐる記録などは正に其實際の生活状態を示し得て餘りある。當時かくの如き經濟的必迫の發生した原因に就ては、別に筆者に「シュメルに於ける奴隸制發生期の研究」其他があるから茲では略す事とする。

六

上述したラガシ市のラガン王朝が没落に瀕した頃には、キシ市、エルク市、アッカド市等に各々新たに勢力ある王朝が樹つたが、間もなくアッカド市のサルゴン王のために統一されてしまつた。此サルゴン王(西紀前二三三〇年)は北方セム族の所謂アッカド人と南方のシュメル人全體を統一して、自らシュメル、アッカド國(原語でいへば、

「キ・エン・ギ、ク・ウリ」即ちエンギ國ウリ國)の王と稱した。此王は其生涯を殆んど外征に費したから、征戰の記録は非常に豊富だが、經濟的記録は割合に少い。此サルゴン王(在位五十五年)の次がリムシュ王(在位九年)で、第三代がマアンイシュトス王(在位十五年)である。オクスフォード大學所藏の「三稜形の年代記録」によると第二代リムシュはサルゴンの子で、マアンイシュトス王はリムシュの兄とある。

此第三代マアンイシュトスの記名がある土地買収の明確な記録がある。此記録は西紀一八九八年の四月にメソポタミヤ北方山地の古代エラム地方の主都「ササ」の古跡から發掘した方尖碑に刻つてあつたものだ。此碑の發見後六日にして、又もや同所から此王の子、ナラムシン王の戰勝記念碑を發見したのだから、此方尖碑もアッカド王朝に關係するものだといふ事は誤りがならしい。而して、此方尖碑の第一面に「キシ市の王マアンイシュトス」とあるが、之は、買入れた土地がキシ市に在つたのと、當時此キシ市がアッカド王朝の統一下にあつたのだから、此アッカドの王をキシ市の王と記した事も當然と思はれる。

此石碑には、第一面には十六欄三三七行、第二面には十四欄二五〇行、第三面には二十四欄六〇一行、第四面には二十二欄三三一行合計七十六欄、千五百十九行といふ長文のもので、其内容としては八事項の土地賣入れ契約と、其結果として土地所有が確定的事實となつた事が記載してある。其中で、第二面に記す一事項だけは其面積の部分が破損して不明だが、他の三面の七事項は皆各面積も明かに判明してゐる。

即ち、第一面には三事項合計一、三三三ガン。第三面には、三事項合計六、四八〇ガン。第四面には一事項一、一一六ガン。上記七事項總計八、九二九ガンである。Harper 氏に據つて一ガンを更に我が段別に換算すると二町七反歩餘になる(學者によつて此換算率に異論のある事に注意乞ふ然らば、此土地購入記録に於て面積の判明して

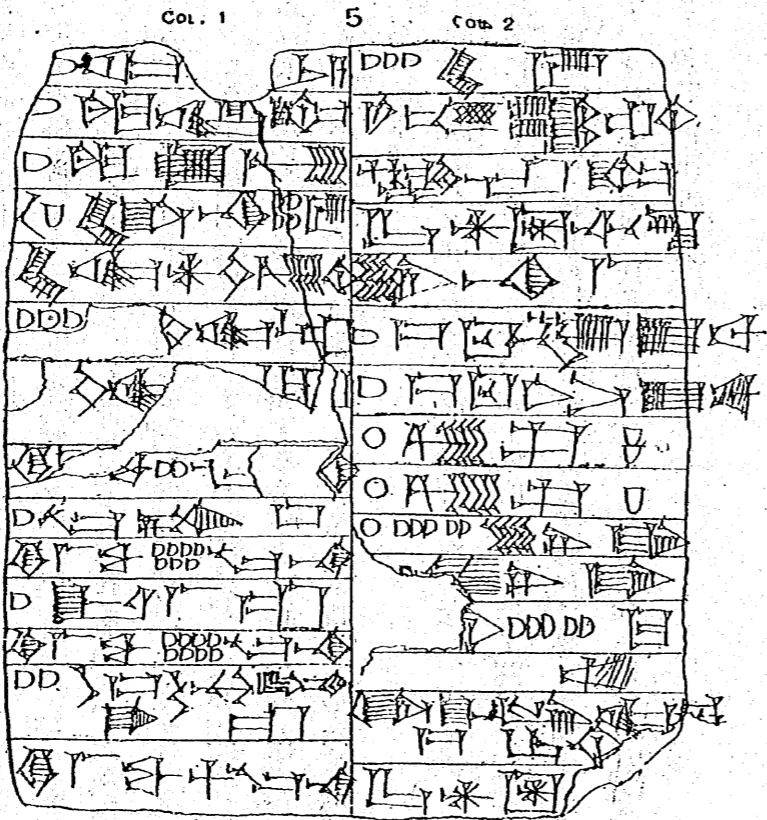
ゐる分を計上すると二萬四千町歩餘となり、而して是等の土地の買收價格は銀計算にて五百五十マナになる。  
 碑文中に、此銀計算と共に、之を當時の穀物（穀物の穂の象形文字で表はされ、之をシエと讀む、恐らく麥であらう。）との換算量を明記し、それには「標準計量の穀物一グルにつき銀一シクル」とある。而して土地一ガンは銀計算三シクル三分の一に當り、從て土地一ガンは穀物三グル三分の一に當る。さうすると、上記の土地の買入價格を穀物に換算すると日本穀量で約五萬石弱となり、此量は當時二萬五千人の人口を一年間支持する穀量であり、又當時の收穫量が一人一年約七石であるから、七千人の勞働量に相當する（此計算根據は井上の「シユメル」に於ける奴隸制成立期の研究に詳記してある）

備考、銀は六〇シクルで一マナとなるが故に、前に出したエアンナム王が、神託によつて買入れた神苑の價格は、面積が一ガンの十八分の八即ち八〇〇サルであるのに其價格、銀五マナ即ち三〇〇シクルに相當してゐる。之は、其後約二〇〇年を経た本項のマアンシエトス王時代の耕地買收價格が一ガンに對し銀三シクル三分の一に當るのと比較すると非常な高價に當るから、その神苑の價は普通の標準から遙に遠い事に注意を要する。

七

以上に擧げた土地所有又は賣買に關する文獻は、國王の領地又は神殿の領地に屬するものであるが、個人所有の形態が存在した事は西紀前二六五〇年頃のウルカギナ王の仁政を頌した記録の中に、神官等のために農民の土地が壟斷せらるゝを防止せんとした記載が存する事で、既に證明出来る譯だが。次のアッカド王朝に入つて、之に關する個人的な契約が文書となつて殘されてゐる事により、當時の一般市民の經濟生活を知るに足るものがある。

當時ニップル市が商業都市として北方のアッカド人と南方のシユメル人ととの兩民族の中間に介在し、地の利を占



アッカド王朝末期の奴隸買入の個人契約記録

B. C. 2500頃

め、政治的、征服的野心を収めて巧みに商業的利得を獲得するに力めた。尙此市の主神エン・リルは兩民族共に之を崇拜したから、ニップル市は此神の信仰を振りかざして其地位を平和裡に支持し得たものであり、且つ當時の契約の如きも多く此神殿にて行はれ、同時に其文書を此神殿中に保存した

ために、現代になつて、學者が此神殿の埋没遺跡を發掘した結果、此等多くの文献を發見して當時の實情を知る事が出來た譯である。

ニップル市が當時の文化的中心であつた事は、此神殿に收めた契約文書の集積の中からアッカド市に關するものを發見したのでも證する事が出來やう。次の奴隸賣買の文献は其の一例である

一、サグネア。一、ニンスブネ。一、ニンバラキ。(上記三名の者、及)銀四シクル三分の一、カウドジの銀六?、青銅、銅(其他を買入れ)アッカド市の銅にて差引計算し、ウルエンガル・チラよりナムタルウルに支拂を結了せり即ち此文献がアッカド市の取引關係を示すものである事は、其市の銅を以て計算してゐる事でも判るが、或は此事は、當時各都市に異つた計算標準の通貨に類するものゝ存在を意味してゐるかも知れない。尙同時にそれによつて取引された銀、青銅、銅の如きも、一面に於て工藝品の原料であつたと共に通貨の役目にも適用された事は他の例證によつても明かである。

此種の個人的な契約文献がアッカド王朝時代に既に存在したが、之に次ぐウル王朝勃興時代にはニップル市の隆興と伴つて、其神殿に多く之を保管したが、其土地所有又は農業關係を窺知し得べき材料も頗る多い。次に擧げるものゝ如きは特に重要な資料となり得べきものである。時代は恐らく西紀前二千二、三百年代のものと推定すべきであらう。而して、之は Amherst 氏蒐集品の一で、其博物館に藏せられるものであり、原文謄寫は Pinches, The Amherst's Tablets 58p. に出てゐる。

(前略)

合計 一二ガン一〇〇〇サルにて、一グル二四〇カ

合計 三二ガン四〇〇サルにて、一グル一五〇カ  
 合計 九ガンにて、一グル一九五カ  
 合計 八ガンにて、一グル六〇カ  
 合計 穀物、九五グル一一五カ  
 合計 労働者の賃料、二グル六〇カ、其代理者スル・ニナ  
 合計 牝牛の飼料一八〇カ  
 總計 九七グル一七五カ

監督者 ナム・マハ

原文には耕地の内譯を細々と記してゐるが長文なるが故に略して合計だけを出した。右の合計の中で第四項までは各面積の土地に於ける一ガン毎の平均收穫量である。而して此四個所の耕地の總面積は六一ガン一、四〇〇サルとなるから、之を平均收穫量によつて計算して見ると、上記に擧げてある穀物の實收合計と僅少の差があるが、端數の細かい計算は略されてゐるであらうから、前記文書の數字は誤りなく實收を記したものと認めてよからうと思ふ。之に據つて更に土地一ガンの面積に於ける平均收穫量を算出すると一グル一八〇カ強である。而して、尙之をハ一ヴァート・セミティック博物館所藏品で Hussey 氏の收録した Sumerian Tablets, Part I. に謄寫されてゐる第三一號文書にある一ガンに就き一グル一五〇カ乃至一グル一六〇カといふ實例と比較して見て、當時の土地と收穫量と、夫より演繹される地價の平均或は労働等に關する知識を明確にし得べき重要な資料である。

此種の資料は、在來ギリシヤ、ラテン時代以來の歴史家の記述的歴史文書による研究では、此くの如き直接實生

古代の土地所有並測地記録

活に觸れたシュメル又はバビロンの文献の如き價值あるものを利用し得なかつたので、是等は古代經濟史、古代社會史等の研究方法の上に重大なる意義を附與するものといはなければならぬ。

## 八

西紀前二〇〇〇年前後にバビロン市に所謂バビロン王朝が樹立するや、曾て六百年前に、アッカド市のアッカド王朝の第一王サルゴンが此地方全體を統一したやうに、バビロン王朝が、メソポタミア全體を統一した。此時代の文化は前時代のシュメル人の文化を良く消化して燦然たるバビロン人の文化を樹立した。殊に此文化を代表するものは第六王ハムラビによつて發布された所謂ハムラビ法典である。

此法典に於て、耕地、未耕地、果樹園、宅地、家屋等の不動産につき皆個人の所有を示してゐるが、茲に注意すべきは、法典中に王の家臣即ち軍人又は役人に對し王より與へるところの領地についての規定が存在する事である。此種のもは世襲的であるから賣買を禁じてゐる(法典第三六條)然るに此禁止の法文が明記されるに拘らず、尙事實に於て賣買が行はれたか、又は行はれる懸念があつたから、賣買が行はれる場合は、其買入れ者の全損の下に其契約を無効と爲すと規定した(法典第三七條)今條文の音譯と日本語とを擧げると次の如くである。

Shuma awilum elam kilam u bitam sha rid-sabé bairem n uasi-bilitim ishtam  
者シ 人ガ 土地ヲ 果樹園ヲ 又ハ 家ヲ ノ物デナル 役人 刑吏 又ハ 買納運搬人 買ツナラバ  
duppa-sh inlibbi u ina kaspishu iteeli ekum kirum n bitum ana berishu itaar  
其證券ヲ 放棄シ 田シテヲ 其代金 放棄シ 土地、果樹園、又ハ 家ハ 其所有者ニ 返スベシ

王の役人又は家臣の領地を特に此種の法典に據つて保護しなければならなかつたのは、當時、商人の勢力が勃興して屢々邦家の根基とさるべき家臣の生活を脅かし、延いては其時代の社會的基礎をも危からしむるに至つたから

である。本論に於てウルカギナ王(西紀前二六〇〇年代)の時代に、神官等が農民の所有地を壟斷するを禁ずる制令が發布されたと記したが、それより六〇〇年後のバビロン時代に於ては、形勢が變化して禁止の對照が神官から商人に移つてゐた。元來メソポタミア地方では、古くから神殿が萬民から受納した献地献納品を以て一般民衆に貸附ける事が行はれ、此場合、約一割乃至二割の利息が徴收されるのが普通であり、従つて神殿が益々富み榮えて行つたものであるが、其神殿に直屬する神官や女巫の如きものも亦此方法に則つて一般に貸付を仕事とするものが多かつた。然るにシュメル末期になると都市相互の平和的交通が頻繁となると共に商人階級の擡頭となつた。富者と商人と高利貸とは同語ダムカラムを以て表現され、動産不動産が貸金のかたに取り上げられるのは元より、遂には借主が其身を奴隸として富者の家に拉せられ、或は債務の抵當として自分の妻又は子女を人質として提出するといふ事が尠からぬ有様となつた。

バビロン王朝時代に於ても、勿論此商人の經濟的迫力は一步も後退しはしないために、延いては元來のバビロン都市の人々として王の直屬である第一階級の人々の社會生活の根柢を動かすに至る憂ひを生じたので、法は先づ王の直系家臣等の領地の保護を規定せざるを得なくなつたのである。加之、直系の家臣ならぬ第一階級たる一般市民の中に於ても屢々高利貸のため其自由を奪はれ、階級的轉落を餘儀なくされ、第三階級としての奴隸的地位に陥るものが頻々と現はれて來たので、ハムラビ法典は茲にも亦其防止策を講ずる必要に迫まれ、高利貸に不利な法文の制定ともなつた位である。(第一階級はアヘルといひ、第三階級の男をワラド、女をアマトと呼び、此第三階級は男女共に奴隸である。階級制度に關しては、井上稿「奴隸制成立期の研究」参照)

さて役人や軍人の領地の轉賣は禁じられては居たが、一般人のものは總て賣買貸借は自由であつた。普通の土地

は、所有者が宅地として貸與し、又は家屋を建て、之を貸與する事、現代と少しも異なるところがない。尙耕地は、所有者が自ら農耕に従事しない場合は之を農民に貸與する。此場合貸借契約は自由なるも、特別の取決め契約がない場合は、收穫量の二分の一から三分の一までの地代を拂ふ事を法律が定めてゐる(法典第四六條)、又契約をしても借地人が其義務を怠り、三年間を経て尙其土地の耕作を爲さない時は、四年目には必ず之を爲すべき事を法文で制定してあると共に、其際には、收穫量の如何に拘らず土地十ガンにつき穀物十ゲルを貸主に支拂ふべき事を法文でゐる(法典第四四條)其他労働賃銀の公定等も規定してあるが、實際の文献によつて見ると當時の労働賃銀は何れも法文の公定額より遙に低いものであつた(雑誌「思想」所載、井上稿、「古代バビロンの階級制度と其崩壞的徑路」参照、昭和六年九月)さて次に農耕地貸借の契約書を示さう。之は大英博物館所蔵品の<sup>1</sup>である。

<sup>1</sup> 2mana 3 galu kaspum ki ka il Nannar warad il Sin i ka-ar-ra-ia shubaanti  
 二分の一マナ 三ガル 銀 より カ 聖 ナンナル ワラド 聖 シン 見 カアラライアの 受取りたり  
 12 gan azag ina ebirtum ina nagim ina tuwirtum lubitum shu i-ili ina  
 十二ガン 畑 に於ける 反對岸 の 島 の 牧場 大なる の所有する イリ の  
 is-me-argim ki warad il Sin ka il Nannar azag shubaanti azag u kaspum ita hizu  
 イスマアルギ より ワラド 聖 シン カ 聖 ナンナル 畑を 受取りたり。畑 と 銀(とは) 平衡を得たり。  
 ana eburim  $\frac{3}{18} \frac{1}{36}$  gur seam azag ina ma-ash-ka-ta  
 に於て 收穫時 三百五十ゲル 麥 畑の 傍の マッシュカの  
 warad il Sin ana ka il Nannar imadaat  
 ワラド 聖 シン より カ 聖 ナンナル 計算す。

u madudma azag ka il Nannar ikim-shuma iruus agib  
 而して 計算したる 畑は カ 聖 ナンナル 所有の 耕作を 禁ず。

bi dup-bi shu-ma azag sha gameirtum  
 神の前にて 其證書を 手交せり 畑を ために 完全にする

mu sa-bad gagim in-me-ru-um ibisu  
 年 月(神前の) 神殿の イムメルを 樹てた。

證人 sa-ir-rea i ka-ar-sa-ia  
 サイリレア 見 カルサエアの

證人 ka il Sin la i il Sin la-e-  
 カ 聖 シン ラ 見 聖 シン ラエルの tub 證印

證人 il Sin i-dim-nam i shu il Adat  
 聖 シン イデインナム 見 シュ 聖 アダットの

證人 nu-ur-ir-shu i nu-ur il ud  
 ヌウリルシュ 見 ヌウル 聖 シヤラシュ

證人 il ud ha-gel i warad il Nanner  
 聖 シヤラシュ 見 ガル 見 ワラド 聖 ナンナル

上記は契約の全文で末に年月と五人の證人の名を附記し、證印を押捺してある。今讀易からしめんために譯文を再記しやう。文中の數字は原文の行數である。

(土版表面) 1 銀二分の一マナ三ガル。2 カ聖ナンナルより、3 カアラライアの兒ワラド聖シンが 4 受取りたり。5 六五〇サル畑地、(6-9 イスマアルギに於けるイリリの所有地たる大牧場の島の反對岸に所在す) 10 ワラ

ド聖シンよりカ聖ナンナルが11(右の)畑地を受取りたり。12畑地と代銀は平衡を得たり。  
 (側面)、1收穫時に於て、2十八分の三及び三十六分の一グル(井上挿記、一八〇〇を以て一計算記點とするが故に318は三〇〇グル、136は五〇グル、合計三五〇グル)の麥を、3マアシュカの傍の畑地のために(裏面に續く)1ワラド聖シンが、2カ聖ナンナルに計算すべし。3而して、計算決濟せば、4カ聖ナンナル所有の畑は5耕作を禁ず。

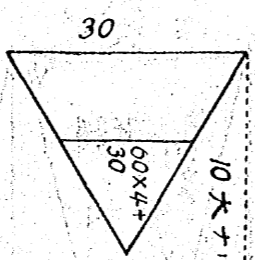
7此事を完全ならしむるために、6畑地に關する書ひの證書を手交す。

9神前の門にイムメルムの樹を植えし年10(證人)カアルサエアの兒サイイレア、(證人)聖シン・ラエルの兒カ聖シン・ラ、(證人)シュエアグットの兒聖シン・イディンナム、(證人)ヌウル聖シャマシュの兒ヌウリルシュ、(證人)ワラド聖ナンナルの兒聖シャマシュ・ヘガル(井上附記、人名中、聖とあるは皆神名に冠するもので、つまり神名を人名に取入れてゐるのである)(大英博物館、第九一の五の九に於ける第二四九三號土版)

九

此時代の土地契約文書を見ると、皆其隣接地帯の所有者の名まで併せ記してゐる。尙場合によつては其地勢等をも記してあるが、かういふ有様であつたから、土地の測量といふ事に就ても早く發達してゐたと思はれる。算數式に於ては、十進法と十二進法の併用が紀元前四千年代に於て既に現はれてゐる事は、前に記した通りであつて、その種の知識が意外に早くから發達してゐた事は寧ろ驚嘆に價ひするものである。茲では數學史を説くのではないから、特に本稿に主題となつてゐる土地計測に關する文献を擧げる事とする。

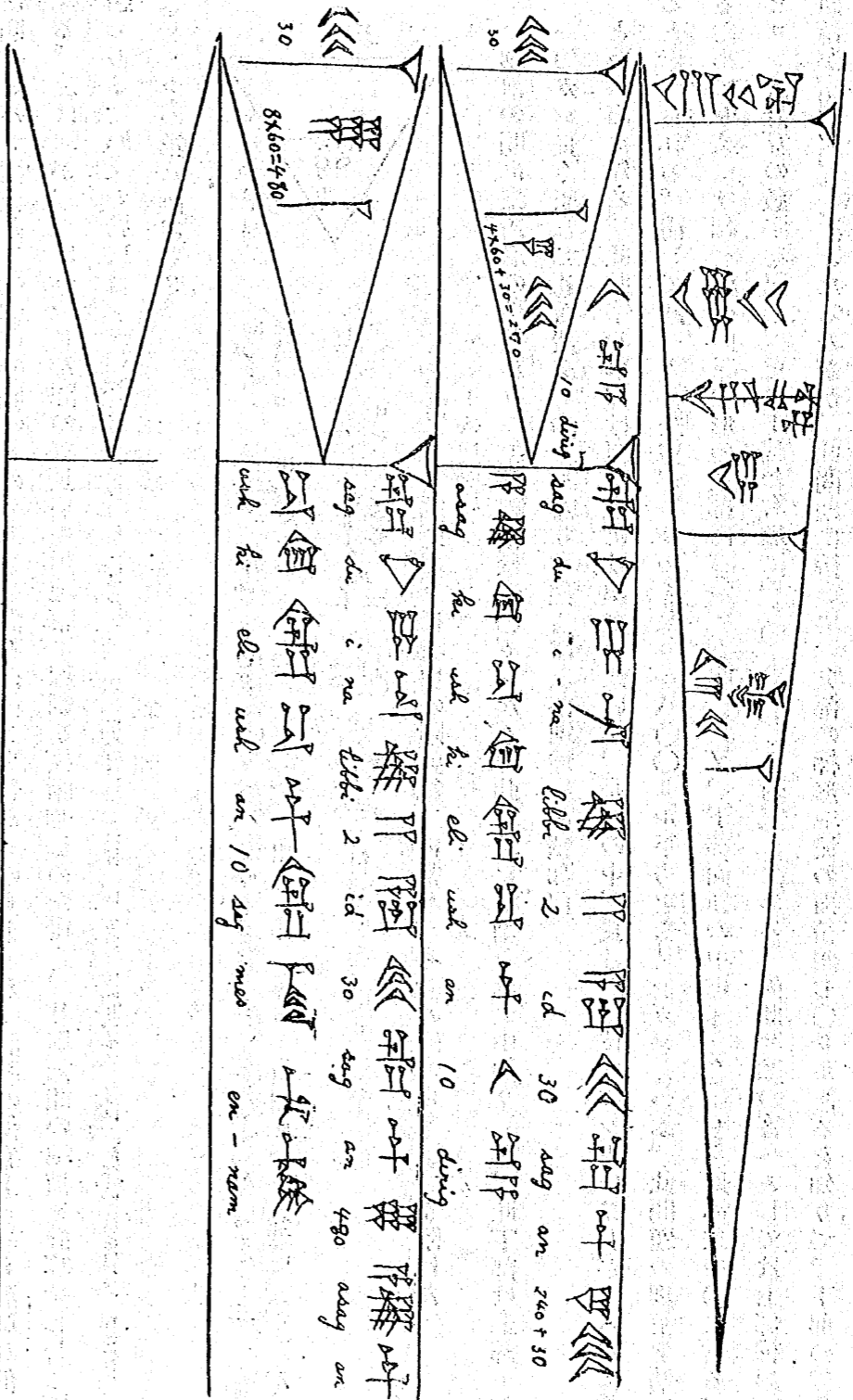
此地方は、ユーフラティス河とチグリス河畔に樹立した文化であるから、其計測方法も、實際の必要上、常に河又は堀割等を中心としての土地計測が其數學教授の主たる方法となつてゐた。次に擧げる數學問題の記録はバビロン初期のもので西紀前二〇〇〇年頃のものである。問題は種々複雑なものもあるが、記載の便宜上、最も簡單な例を採る。之は河が二つに分流した間の細長三角地帯に堀割を横斷せしめた場合、其堀割間の地積を計算せしむる問題である。原文の謄寫は Carl Frank. Strasbruger Keilschrifttexte in sumerischer und babylonischer Sprache. 1928. 中の第八圖にある。



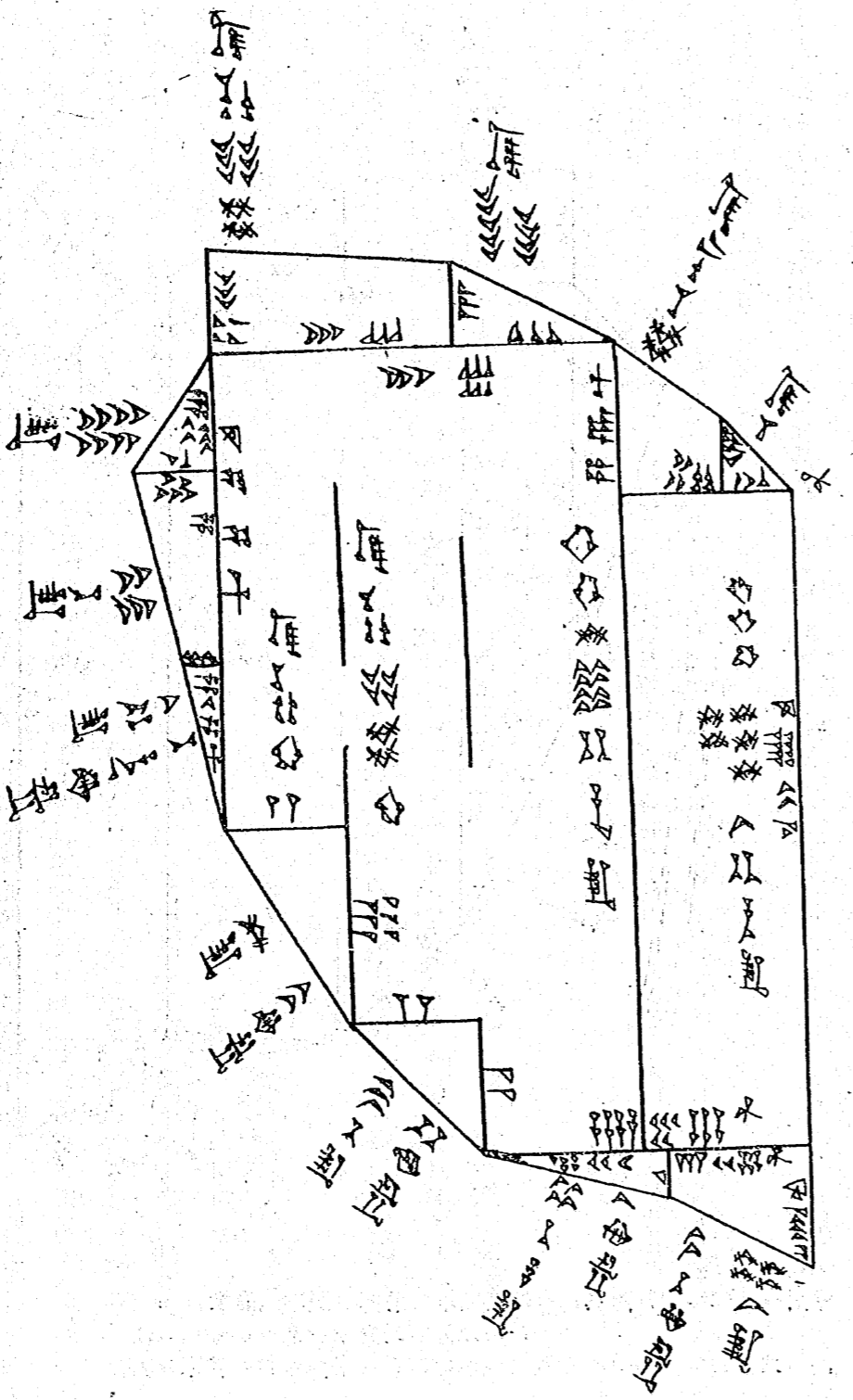
Sag du ina libbi 2 id 30 sag an 60x4+30 asag ki usq  
 面積ヲリ 三角形ノ 間 兩河ノ 三十 幅 上ノ 二百七十 畝地 下ノ 畝サ  
 ki eli ush an 10 diris  
 下ノ 畝サ 上ノ 一〇 大ナリ  
 之を意譯すれば(此原文は次頁の附圖第二に當り、その原文にも讀方を附けた)

兩河の間に三角形の地域あり、上部の幅は三〇ガンなり、此地域を堀割を以て中斷せしが、此下部は上部より一〇ガン長く而して其面積二七〇サルなり。然らば上部地域の面積如何

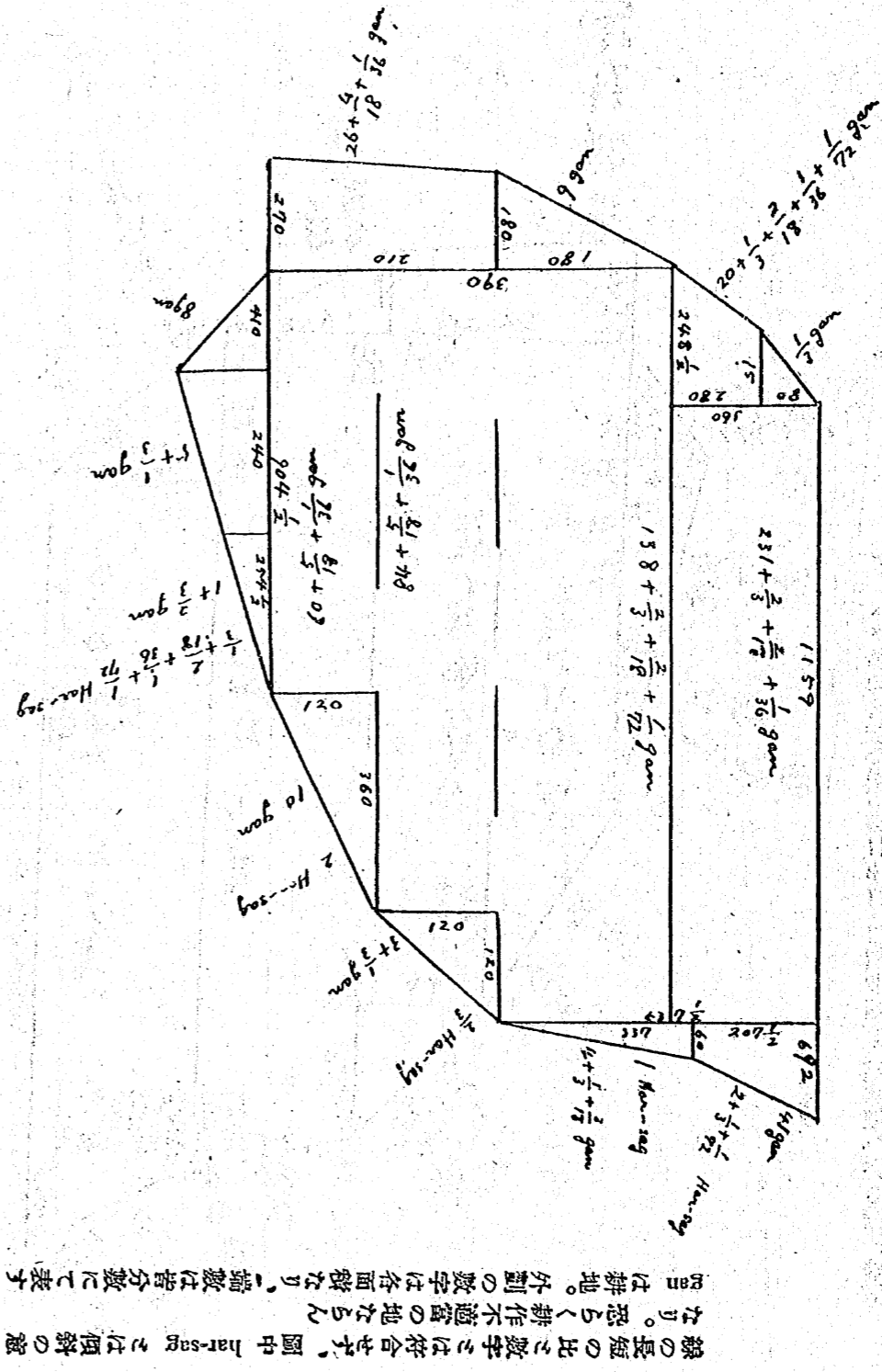
といふ事になる。此數字の單位は原文中には出てゐないが、是等の中、長さの單位はガンといひ我が十八尺に當ると考へられる。而して此一ガン平方が一サルとなり一八〇〇サル平方をも又一ガンといふ。此問題の理解を助けるために原文には圖を添へ、三角形の上部に「三〇」と記し、又、下部面積の中に  $60 \times 4 + 30$  即ち二七〇に當るバビロン式計算の數字を記し、更に下部の右端に「一〇大ナリ」と附記してある。尙此問題の答へとしては上部梯形の面積が「四七〇サル」となるのだが、此問題に續いて、上部の梯形地域の面積四七〇サルなるを知りて、下部の三角



メソポタム朝初期の数学問題集の一部(B. C. 二〇〇〇頃)



シュメール時代末期(西紀前二千二・三百年頃)の測量図、次の譯文参照



形地域の面積を問ふ問題があり、更に複雑なのは、此種の三角形を五區域以上に區劃して各々の面積を知るといふが如き問題が直ぐ次に記されてゐる。

之は數學の問題として記されてゐるのだが、此バビロン初期の記載より二三百年以前の文献中に實際の土地の測量計算方法が出てゐるが、之は圖を以て示すのが便宜であらう。圖はBruno Meissner氏のBabylonien und Assyrien 2. b. 390, 391 s.より引用せるものである。

10

土地所有に關する古文献として、代表的なものゝ一通りは今迄擧げた。然らば、其土地所有形態の原始形は如何な状態で、それが如何なる状態に於て發達して行つたかといふ事は重要な問題ではあるが、此小論を以てしては到底よくし得べきでない。だから茲では自分の古代社會史研究上の結果から見た土地所有形態の一面に觸れて見るだけに止めやうと思ふ。

原始社會人類が、一の集團的生活を形成する場合、即ち新たな一の聚落を形成する時——之は多くの場合此集團生活のよりよき發展状態を語るものであるが、かゝる場合は、個々人の運動ではなく、初めには先づやはり集團的に一定地點を撰んで定着するものゝ如くである。支那に於ては近代まで、湖外の遊牧民が支那の邊疆に來て定着した實例が、近世の文献に屢々見えてゐる。尙西方アジアに於ても、古來其實實が多かつた。しかも此事は、遊牧民から定着民に變生して行くといふ事をのみ考へる必要はない。既に長い定着の歴史を有する人類が、其原始的形態を有すると、文化人たる社會組織を有するとを問はず、其一部又は全部が、他に移動するといふ事は決して珍らしい事ではない。恐らく永遠から永遠まで、永劫の祖先から遠い子孫まで、一定の土地に住して動かないなどい



ふ事が歴史初まらぬ以前から、今までに果してあり得たかと考へる方が寧ろ早道であらう。

何れにしても、かうした移動なり、新聚落の建設に際しては、其集團の大小は時によつて種々あるであらうが、新たに打樹てなければならぬ生活根柢を、全く孤立した單なる一個の人間が之を爲し遂げ得るといふ事も亦、恐らく不可能に屬するであらう。

さて、かゝる場合、史上の傳承は、其生活條件の撰定に對し、其集團中の經驗に富む權力者が之に當るが、史的傳承は、此權力者を常に王者又は、帝王となし、之を祖先神又は開祖として傳ひ遺してゐる。然し、我々は必ずしも之を、かくの如き英雄神話としての形式で受入れる必要はない。即ち此英雄神話的傳承は、それ自身既に封建時代的社會制度を背景として生れ出た神話であり史的傳承であるが、之に反して、新生活の建設は、かゝる時代のみの現象でないからである。

原始時代に於ても新たな土地、或は新なる集團生活根柢を開拓するのには一應の指導者を要したであらう。が然し、此指導者は決して封建時代の權力者の如きものではない。氏族の集團では其年長者、部族的集團では、其部分をなす氏族集團より選ばれたものが多く之に當つてゐる。支那乃至シュメル、バビロンの古文獻に於ても亦之が誤りでない事を證明し得る。

モルガンは血族集團より以前の集團の形を主張してゐるが、民族的といふまでに整備されてゐない原始的な集團と雖も、元來男女の結合によつて繁殖して來た一定集團ならば、それは既に一の血族的集團と見る事が出来るであらう。

## 二

かくの如くして、新に一定地域が生活根柢地として撰定された時、既に其時は、此土地そのものが第一に其上に住む集團の用役に當てられた最初のものでなければならぬ。勿論其場合、此土地が其集團の所有土地なりとは未だ考へられてゐないであらう。「所有」といふ觀念より更に非常に單純な原始的な意味に於て、用役の對象たる事が意識に上る位のものであらう。

かくて「我等の住む土地」として觀念する事は、それを各個人の所有と觀念する事とは恐らく遠いものであらう。元來、原始的集團の部分形成する各個人は、決して其集團から獨立し、又は集團と對立する存在ではないから、その集團全體の使用土地に對してその部分たる部員が、其個人のみへの權利を主張する事が事實上許されないし、又其觀念すら發生してゐないのである。

「所有」の觀念は、土地といふやうな共用物に對しては容易に明確にならないが、個人的使用の動産に類するものに對しては比較的早く發成する。然しながら、「所有を意識する」といふ事は「所有の事實の發生」とは異つてゐる。即ち意識は事實の存在の上に發生する。然しながら此事は、「所有といふ事實」が、其物を「他者のものでなく自己のもの」と意識する觀念の上に「所有といふ事實」を觀念化せんとする論理を否定する事となる。要するに茲では「所有」とは用役するといふ事實を語るものと解釋していいのである。而して人類が集團として土地の上に住み之を利用するといふ事を、個人的所有の先決事實に歸屬せんとする思想は、人間の集團生活を無視しなければ成立し得ない論理であらう。此事は、其土地を利用する上に要する「道具」の使用に對しても同様に云つていい筈である。

土地乃至家、森林等の主たる共同用に對して對他的所有觀念の發生は、其使用對象物に對して、他と比較的な立場、或は對立的な立場が生じた時でなければ、多く現はれて來ない。家が二つ以上存在する時に、其相互を區別す

るために、又村が二つ以上出来た時に、其各々を區別するために、地形其他便宜な目標を規準として其家又は村落が區別され、結局その稱呼が其家又は村落乃至は家族又は村民の代表的名詞となつて来る。

森林の如き、日々の燃料、時々之の建築材料其他の利用のため多くの村々が同時に之を利用する場合は、所謂後代でいふ意味の入合森林である、それはどの村の個々の所有でもないのだが、其各村々の利害が對立を生じた時、其入合と反入合の意義が一層明確となつて来る。

## 二

家、氏族、村落等の集團形態の單位が更に集合した場合と雖も、其相互に利害が對立しない間には、自他の區別は、寧ろ單に命名的な區別に過ぎない。然るに、利害が相互に相反するや、其相反する利害の直接對象たる物資其他につき明確なる區別的の所有意識が現はれて来る。而して此經濟的對象物の所有の偏重が、同時に權力の偏重として現はれて来る。

自分は茲で、特に「權力偏重」といふ言葉を使用したのが之に就て支那の原始思想を少しく援用する事とする。「權」とは、支那での原始的意義を採れば、權といふ言葉それ自體が「片重もり」する事即ち偏重を意味する。

されば、元來、「權」といふ事それ自體が「正しき」ものではなかつた。それは「正しき」又は「中正」の地位から逸脱して「正し」からざる「權り」のもの「即ち」假りのもの、「借りのもの」である。故に「權道」とは「道」が元來の中正の所在から離れて「權り」の又は「假り」の所在へ移つて行つてゐる姿をいふのである。それは正道に對する霸道と等しい。然るに、其後に於て現代に至るまで、「權」とは正しき道、又は正しき力を指すものと考へられるやうになつた。之は原始時代に於て、其原始社會の中心を「正中」とする原始的意義が失はれてから後の見解であつて、權道の時代、

霸道の時代の國家的社會的形態の時代的觀念が繼承されてゐるのである。「權」に關する上述の見解は、支那の「古文献」に残つてゐる用語に於ても既に半以上其意義が失はれてゐる。それは、其古文献の悉くが時代的推移後の作製にかゝるものであるからである。支那の原始社會の研究は、是等の古文献を文字通り鵜呑みにしたのでは、到底その神隨を掴む事が不可能である。

次に封建時代に於て、「王者」とは時の權力の掌握者に外ならない。然し、それは實は王者の原始的意義ではないのだ。然らば王者の原始的意義とは何であつたか。

「王」の原始的意義は、支那の事例を採つていふと、王とは、同一血族中の最高位置を占むるものをいふ。即ち直系血族の最年長者がそれに當る。支那の古文献に「王父、王祖父」といふやうに現はれてゐるのは、その一表現である。此直系血族の最長老は、其血族中の經驗者として一族指導の地位に就いてゐる。但し、此指導的地位といふ意味は、其血族内だけの事である。別の言葉でいへば、其所屬集團内だけの事に屬する。

然るに、此指導的地位なる一の力が、他集團へも及んだ時、その地位は、指導される他の集團から見れば、その指導が其指導者の所屬集團から逸脱して他に累を及ぼすところの、「中正」を得ない状態と認められて来るのである。之れ即ち「權道」の一形態に外ならず、此權道が強力によつて他を壓迫した時、そこに所謂「權力」の發生となる。而して此權力發生によつて現はれる王者は、既に其原始的意義の王者ではなく、其所に第二義的の「王」が生ずる。つまり此第二義的の「王」とは、原始的ながら國家的統治の形の上に立つ「王者」で、之は、第一義的、原始的血族集團に於ける王者の變形的發展の形態である。

## 三

血族集團又は原始的集團の指導者は、其所屬集團員の各々から、各々の労働の成果を徴収する。然し、此徴収は、指導者自身のためではなく、所屬團員全體のためである。換言すれば、所屬員の労働は、肉體的には個々のものであるが、其労働は團體全體の部分としてのものであり、従つて、其結實を利用する事は、——徴収の形式を経ても、又それを經なくとも、集團全體のためなのである。

而して、それ等の集團を單位として、更に其上に形成せる大集團又は部族としても亦同様な關係にある譯だが、然し此場合、其權力が所謂「偏在的權力」でありとすれば、其偏在的權力の圏外にある他の集團單位は、その中心勢力の恩恵に浴する事が尠くなる。

原始的國家に於て、其王者が善政を布いたとしても、それは其國家の中心をなすところの、即ち王者が直接所屬するところの氏族又は部族を中心とし、之を主體とし、之に對して、他氏族又は他部族を従たる地位に置いて之を統率せんとする傾向を示し、茲に國家の偏在的權力の型が現はれて来る。

かゝる場合、其偏在的權力の所在から放り出されてゐる被統率集團は、自己集團の労働成果の一部乃至全部を權力集團の手によつて強制徴収せられる。然るに、若し此強制徴収に平かならずして、此中心勢力から、全然離脱し若くは獨立せんとするものがあれば、それに對する中心勢力は、自己の要望する労働力の缺乏又は離反を防げせんがために、その獨立せんとする集團を無理に舊地位に止めんとする。此現象は、初めに於ては、對集團的に、其集團の單位をなす部族又は氏族に此重壓が加はるのだが、其重壓が、弱少集團の中心を目掛けて爲されるから、其被壓迫集團の内部が中心から崩壊し遂には其各團員が歸屬するところを失ひ、單なる小家族、一個人として離散し、其結果權力集團に隸屬し包含せられるに至り、今迄の偏在的權力が事實上に中心的權力と變化する。

支那に於ける血族的、原始的封建制は周代に於て漸く現はれて來たが、此形態は歐羅巴の中世期的封建制度と異つてゐる。或る場合封建制度は、自己の安泰を上層領主に依屬して臣禮を執るといふ事が其本質であるかの如く考へられるが、之は第二義的のものと考ふべきである。支那に於ても此意味の形態は、戰國時代の「魯」に於ける「顯叟」其他の小國の隸屬關係に之を見る事が出来る。然し支那の封建制度の原始形態は決して之ではない（井上稿、昭和十一年一月社會經濟史學所載「支那原始社會形態」及び昭和十三年一月中國文學月報所載「支那の原始社會形態に就て」參照）

## 一四

小家族又は個人的分散が頻發したのは支那では矢張戰國時代であり、土地から離れたものゝ多くは各諸侯の都市へ集まり商人的仕事に携はるものが多くなつた。然しながら商人的勢力を揮つて中心勢力に對立したものは彼等ではなく、寧ろ諸侯や重臣の一部のものであつた。最初に彼等は庶民の資財を強制徴収して暴富をなし、初めは單に之を不生産的な豪奢に費消したが後に之を逆に庶民に貸附けるに至つた。シヌメル、バビロンの神殿や其神官僧尼が高利貸的地位に立つたのも將に之と同一轍である。

然し、西方アジアの經濟史に於て注意しなければならぬのは、此地方の商人の一部は、遊牧民の漂泊的生活と關係があつた事である。彼等は牧草を追ふて漂泊する間に相異なる地方の人々と會するや其所で物々交換を行ひ、更に再び次の地方に移つては、曩に交換した資財を第二の地方に於て交換した。此場合、第一の地方で交換したものは彼等自身の必需品ではなく、第二の地方に行つて交換すべきを豫想し得る商品であつた事である。此行動は、原始的には恐らく第二次交換の必需品中の餘剰を次の地方にて交換したものであつたらうが、それが遂には一の商的

行爲に變じて行つたものと認められる。今日アラビヤ其他に残つてゐる隊商の風習は之から來たものである。此隊商は既に西紀前二千年前の記録に現はれ、その時代のバビロンのハムラビ大王の法典にも明かに之に關する法文が制定されて居り、旅商の不慮の災禍、又は損失に對する保護政策なども採つてゐる。

バビロンに於ける商人の原稱ダムカルムといふ語が元來アッカド人の語で大牧羊者の事であるが、之が商業的中介者の意となり、後には高利貸、銀行類似業者の意味となつた。此語の歴史的變化が其任務の發祥と其進展を示してゐる。

而して、此商人等が富の蓄積をなしてから之を農民に貸與した。即ち農民から收穫物を買入れるに際して、其價格を壟斷して此地位を得たものである。此現象は西紀前二十二世紀までに頻繁に起り、西紀前二〇〇〇年のバビロン時代には中堅社會層の内面にまで喰ひ入つたから、遂にハムラビ法典の取締的法令となつて現はれたのである。(井上稿、昭和十一年二月法學研究所載「ハムラビ法典の階級性」参照)

曩に本論にも記述した通り、第一次農民窮乏、土地分散は西紀前二六五〇年頃のラガシ王朝末期に記録されたが、之は神官等の横暴に原因した。次の西紀前二千三四百年代のウル王朝では商人層が文獻の上に現はれ、土地から離散した庶民を奴隸として賣買してゐる。此場合、奴隸として賣られた人々の前所有地(所屬地)は殆んど商人の手に歸した。當時既に商人といふ原語ダムカルムは富者、高利貸と同義語であつたのである。だから、それに次ぐ西紀前二〇〇〇年のハムラビ法典時代には此高利貸の悪辣を取締る必要が出て來たのである。本論には、それ々の時代を代表する文獻を出した。之は勿論其文獻の單なる一部に過ぎないが、此間の消息を語つてゐる事は勿論である。

(完)

## チュルゴオ「價值と貨幣」

山内毅

はしがき

左の一文はチュルゴオの遺稿 *Valus et Monnaies* の邦譯である。この「價值と貨幣」はチュルゴオの思想の轉機を示す重要な勞作であると共に、心理主義價值學說史上に逸することの出来ない貴重な文獻である。尚ほこの論文の想源については、手塚教授「心理的經濟價值說の歴史的研究の一節」(福田博士追憶論文集所載)を参照せられ度い。山内君いま病床に在り代つて私がこのはしがきを添へた(永田清)。

貨幣はそれが恣意的であり慣習的であると云ふ點で、各種の國民間に異なるが、若干の點に於いてその諸關係により共通の名辭或は本位に結びつけられると云ふ點では、全く一種の言語である。この點で貨幣はあらゆる種類の尺度に共通なものをもつてゐる。

あらゆる言語を結び付け、これにより使用される音は多様であるに拘らず、不變類似の内容を全言語に付與する共通の名辭は、語の表明する理念それ自體即ち音により人間の精神に表現せらるゝ自然物と此等の物の種々なる表面を識別し、之を千態萬様に組み合せて人間が心に懐く觀念とに外ならぬ。